

学校感染症（インフルエンザ等）の取り扱いについて

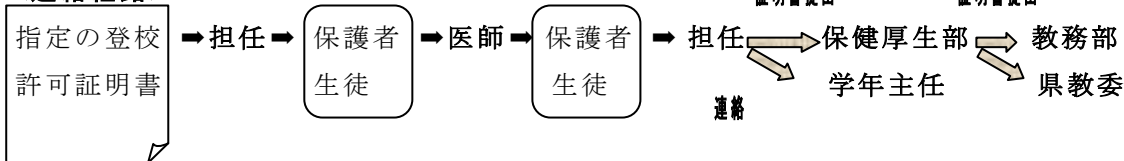
南砺平高校 保健厚生部

下記の学校感染症は、学校保健安全法第19条により「出席停止にさせることができる」ことになっています。出席停止は、下記の期間が基準ですが、主治医の判断に委ねることになっています。

保護者からインフルエンザ等学校感染症に罹患したという連絡があった場合は、**登校許可証明書**（保健室・ホームページから発行）に医師の証明を受けて学校に提出していただきます。指定の証明書を使えば、書類作成費用はかかりません（病院によっては費用がかかることもあります）。

なお、再登校時に書類が間に合わなかった場合は、事後提出でも構いません。

＜連絡経路＞



分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 新型インフルエンザウイルス感染症、指定感染症及び新感染症については第一種の感染症とみなします。 </div>
	クリミア・コンゴ出血熱	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるもの）	
	痘そう	
	ペスト	
	ラッサ熱	
	ジフテリア	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1型を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	流行性角結膜炎	
その他の感染症（医師の判断により出席停止になることも）		

流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどの感染性胃腸炎）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症なども含まれます。